

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年10月5日付けで行った保護変更決定処分（以下、保護変更年月日を同年9月1日とするものを「本件処分1」と、保護変更年月日を同年10月1日とするものを「本件処分2」といい、併せて「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

保護基準の変更を認めることはできない。請求人は、〇〇区から生活保護の費用を借りているのであって、支給はされていない。請求人の住民票は〇〇区にあり、〇〇区において生活保護の申請をしようとしていた。昨年何回も、保護の実施機関を〇〇区から〇〇区に変えてほしいと頼んでいる。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月17日	諮問
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

法8条1項は、保護は、保護の基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ、同条2項において、保護の基準は、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものとする旨を定めている。

法11条は、保護の種類として、3号に住宅扶助を掲げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行われるとし、1号に住居を掲げている。

法19条1項は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定

する福祉に関する事務所を管理する町村長は、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同条1項2号）に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと定め、同条4項は、上記保護の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができるとしている。

なお、本件における保護の実施機関である〇〇区長は、保護の決定及び実施に関する権限を〇〇区福祉事務所に委任している。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。なお、同通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされる。）第2・1・(1)によれば、
「保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（略）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。」とされている。

そして、「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」（東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成）問8-19によれば、居住地のない者が、「直ちに居宅生活を送ることが困難である場合は、保護施設において保護委託を行うことになるが、即時に保護施設の利用が困難な場合は、保護施設入所に至るまでの間、宿泊所等の利用可能な臨時的宿泊施設を用いて起居する場の確保をしなければならない。所管区域内に宿泊所等がない実施機関にあっては、他管内にある宿泊所等を利用す

ることになるが、この場合、当該待機期間中の保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つ（現在地保護の例による。）。」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のことが認められる。

(1) 本件処分1について

担当者は、請求人が平成28年9月28日に〇〇を退所したことを、〇〇の責任者及び請求人に確認し、また、担当者が手配した〇〇に、請求人が同月29日に入所したことを、請求人と宿泊所事業者2との間で締結した宿泊所利用契約書により確認したことが認められる。

そして、請求人が、宿泊所事業者1及び同2と締結した各宿泊所利用契約書によると、〇〇に係る平成28年9月分（同月1日から同月28日まで）の施設利用料は31,808円（月額施設利用料34,100円／30日×28日）であり、〇〇に係る同月分（同月29日及び30日）の施設利用料は1,760円（日額880円×2日）であることが認められる。

そうすると、処分庁が、平成28年10月5日、同年9月分の施設利用料33,568円（31,808円＋1,760円）に相当する住宅扶助33,568円を、同月分の生活保護費として支給する旨認定した保護変更決定（本件処分1）は、法令等の規定に基づき、適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件処分2について

請求人が宿泊所事業者2と締結した宿泊所利用契約書によると、施設利用料は月額26,200円であることが認められる。

したがって、処分庁が、平成28年10月5日、同月分の施設利用料26,200円に相当する住宅扶助26,200円を、同月分の生活保護費として支給する旨認定した保護変更決定

(本件処分2)は、法令等の規定に基づき、適正になされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

(3) 以上のとおり、本件処分は法令等の定めに従ってなされたものであり、違法又は不当とすべき点を認めることはできないものであるから、本件処分の取消しを求める請求人の主張には理由がない。

3 請求人は、請求人の住民票は〇〇区にあり、〇〇区において生活保護の申請をしようとしていたし、昨年何回も、保護の実施機関を〇〇区から〇〇区に変えてほしいと頼んでいると主張し、保護の実施機関に誤りがあり、その結果として本件処分に違法又は不当があると主張するものとも解される。

しかしながら、上記1のとおり、保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院した場合の生活扶助等の適用については、保護の申請のあった時点における、要保護者の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこととされており、その後、当該要保護者が他管内にある臨時的宿泊施設を利用する場合にあっても、保護の実施責任は宿泊手配をした保護の実施機関が実施責任を持つとされているところである。

そして、〇〇及び〇〇は、特定の居住地を有していなかった請求人に対して、法による保護を開始した処分庁が、宿泊手配した臨時的宿泊施設であることが認められる。

したがって、請求人の保護の実施機関が処分庁であることについて不合理な点は認められず、請求人の主張は、理由がないというほかはない。

また、そのほかに、請求人は、基本的人権の生存権が極端に侵害された状態であると主張するが、本件処分が法令等の定めに従ってなされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の上記主張を本件処分の取消理由として採用すること

はできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美